

佐賀県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月二十二日から平成二十二年二月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区		変更前後の別	区域	
	区	間		幅員	延長
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神埼市神埼町城原字熊谷一 四九四番一地从先から 神埼市神埼町城原字熊谷一 四六八番四地先まで	神埼市神埼町城原字熊谷一 四九四番一地从先から 神埼市神埼町城原字熊谷一 四六八番四地先まで	後	四八・三 一〇・五	二二三・六
			前	二〇・一 八・七	二二二・九
県道 若宮鶴線	神埼市神埼町城原字熊谷一 五〇六番三地从先から 神埼市神埼町城原字六本黒 木七八八番一地从先まで	神埼市神埼町城原字熊谷一 五〇六番三地从先から 神埼市神埼町城原字六本黒 木七八八番一地从先まで	後	一七・六 一四・〇	二七八・八
			前	二一・五 七・五	二九七・二